

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

この預金の満期日については、次のとおりとします。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日の指定は、支払または解約の申出をうけた日（当行所定の払戻請求書に記入された日）とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 上記(1)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3) 最長預入期限が到来した場合は、上記(1)による満期日の指定がなかったものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日以後に元金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上